

# 令和4年度 奈良市 歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金

この事業は国土交通省の街なみ環境整備事業を活用して実施しています。

## 募集要項

応募受付期間:令和3年4月12日(月)から8月31日(火)まで

事業実施期間:令和4年度交付決定通知日から令和5年2月26日(金)

### 1 事業趣旨・対象事業

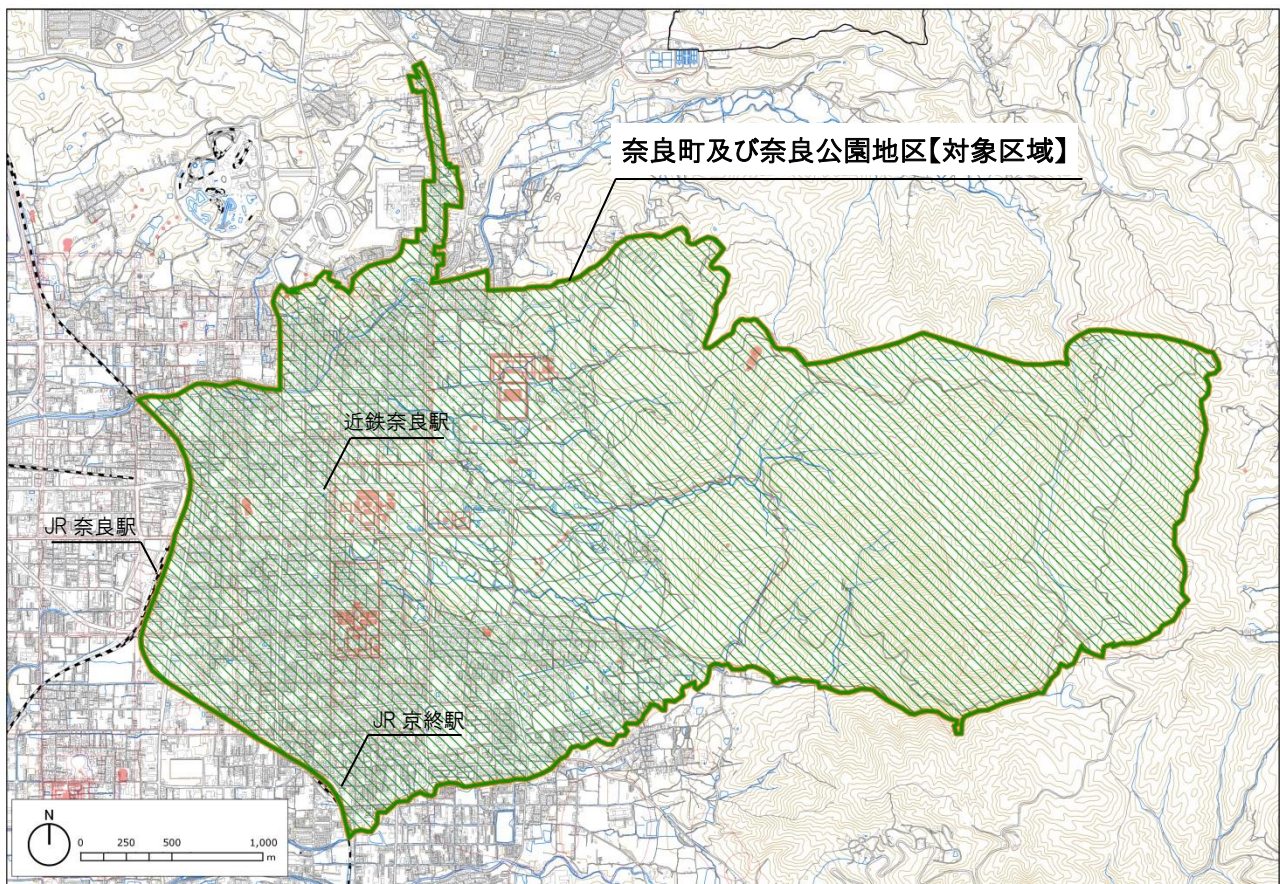
この補助金は、奈良市の歴史的風致を維持向上するため、対象区域内に所在する歴史的風致形成建造物の道路に面した外観の修理事業に対して補助金を交付します。

※ 修理とは、歴史的な建造物の外観の維持・保存を目的とした行為で、修理基準に基づく事業を対象とします。

### 2 対象区域

#### 奈良町及び奈良公園地区

※ 奈良町及び奈良公園地区とは、奈良市歴史的風致維持向上計画における重点区域をいいます。



### 3 対象となる建造物

#### 対象区域内に所在する歴史的風致形成建造物<sup>※</sup>

※ 歴史的風致形成建造物とは、奈良市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上に必要なかつ重要と認められる建造物として奈良市が指定するものです。事業着手までに、「奈良市歴史的風致維持向上計画」の歴史的風致形成建造物の候補物件として記載されるものも含まれます。

#### ○歴史的風致形成建造物の指定基準

奈良市の歴史的風致を維持向上するために重要な建造物であり、次のいずれかに該当するもの

- ① 意匠性、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもの

#### ○歴史的風致形成建造物の指定対象

- ① 登録有形文化財及び登録記念物
- ② 県指定有形文化財及び県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 市指定文化財
- ④ 景観重要建造物
- ⑤ 都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

奈良市の歴史的風致

〽 古都奈良の歴史的風土を舞台として、 それぞれの時代や地域において育み、成熟させてきた 風格と魅力のある歴史的風致〽	自然・神仏を崇拝する	古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致
		地域の祭礼・行事にみる歴史的風致
		民間信仰にみる歴史的風致
	歴史を尊び、風土を愛でる	社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致
		文学・芸術活動にみる歴史的風致
		平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致
	豊かな生活を支える	奈良公園にみる歴史的風致
		奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致
		伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致
		茶の文化にみる歴史的風致

※ 歴史的風致形成建造物に該当するかどうか必ず奈良町にぎわい課(Tel.0742-24-8936)にお問い合わせください。

### 4 修理基準

補助対象事業は以下のいずれかの基準に適合する必要があります。

#### ① 外観の仕様・形状を変更しない修理

破損箇所を同じ仕様、同じ形状で修理すること

- ・白漆喰塗の外壁を白漆喰塗で塗り替える。土壁(黄色)を土壁(黄色)で塗り替える。
- ・木製建具を、同じ寸法と意匠で作直す。傷んでいる腰板を張り替える、など

※ 材料は、原則として従来と同じものを使用してください。

#### ② 伝統的な外観に復原する修理

建築後に改修された非歴史的な部分を、痕跡や記録等に基づき調査し、復原すること

- ・アルミ製の建具を木製の建具に変更する
- ・白漆喰の塗壁を、古写真に基づき黒漆喰に塗り替える
- ・増築された外壁を解体し、痕跡調査に基づいて復原する、など

## 5 補助金額

1件あたり補助対象経費の10分の8以内の額(千円未満切捨) 限度額1,000万円

※ 補助対象経費が5万円以下の場合、交付対象となりません。

※ 予算、国費の都合上、減額することがあります。

※ 応募後、事業内容を変更する場合は、必ず事前に奈良町にぎわい課(Tel0742-24-8936)に相談してください。補助金の交付額は、変更内容に則して再度算定されます。

## 6 補助対象経費

### 【補助対象となる経費】

補助対象となる建築物や工作物の道路に面した外観を修理するために、直接必要となる経費で、下表の補助対象部分の記載の範囲内の工事費(材料費及び施工費)、修理上必要となる調査に要する費用(測量費)

### 【補助対象とならない経費】

・設計費 ・内部改修に要する経費 ・耐震診断、耐震改修に要する経費 ・設備の設置に要する経費 ・基礎施工に要する経費 ・工事のための諸経費(光熱水費、土地借用、道路占用、警備員等) ・建築確認に要する経費 など

### 補助対象部分

建築物	屋根 (庇を含む。)	・下地(垂木、野地板、屋根防水)、瓦、破風板
	外壁	・下地を除く外壁の仕上げにかかるもの(漆喰仕上げの塗り部分、腰板張りの板材等) ・柱等の構造物及びそれらに塗装される防腐塗装等の仕上げ
	金物	・銅製樋一式 ・銅製水切り等の金物一式
	建具	・開口部の建具と格子(木製格子建具、金属製建具等)
	その他	・基礎部分における束石等の仕上げ ・外部土間部分の石敷き、玉砂利洗い出し等の仕上げ ・室外機等の建築設備を隠すための格子等 ・その他仕上げ等については別途協議する。 ・外観修理に付随して必要となる内部構造体(外壁を支えるための小柱、スレート葺きの屋根を瓦葺きの屋根にする場合の重量に耐えうる構造的な補強等)
工作物	門、塀	・道路面に設置される塀及び門の道路に面した部分 ・塀における表面仕上げ(漆喰塗り、腰板等) ・屋根に設置する瓦(範囲は建築物に準ずる) ・駒寄せ ・その他仕上げ等については別途協議する。 ・土塀等の補助対象となる範囲については工法等により別途協議する。
備考		
1 屋根に係る補助の範囲に限り、全面を対象とする。		
2 補助事業等実績報告書に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添えて提出する場合に限り、補助部分の解体撤去に係る費用も対象とする。		

## 7 補助事業の対象者(対象者の資格)

---

次の(1)(2)のいずれかに該当し、かつ、下記の対象者の要件①～⑥のすべてを満たす個人、もしくは、事業者等を対象とします。

- (1) 補助対象物件の所有者
- (2) 補助対象物件に係る借地権、借家権、使用権等を有する方で、事業の実施について所有者全員の同意を得ている方

### <対象者等の要件>

- ① 修理事業を実施できること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 補助を受けた建造物を適正に維持管理できること。
- ④ 補助対象物件を歴史的風致形成建造物に指定することに所有者が同意し、所有者が市と10年以上の一般公開に関する協定を締結できること。
- ⑤ 補助対象物件の名称、所在地、事業概要(事業費、補助金額、修理前後の写真)等の公表に同意できること。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与え、社会の発展を妨げる団体及びその構成員、個人でないこと。

## 8 応募方法・必要書類

---

「9. 応募期間と手続きの流れ」を確認のうえ、「応募の手引き」を参考に応募してください。なお、応募に必要な書類は以下のとおりです。(提出は持参のみ可。FAX、郵送は不可)

- 1 応募申請書(第1号様式) 1部
- 2 修理事業計画書(第2号様式) 1部
- 3 付近見取図 2部
- 4 現況写真(2方向以上から撮影したもの、及び、町並みの状況がわかるもの) 2部
- 5 図面(配置図、平面図、断面図、着色立面図、断面詳細図等) 各1部
- 6 見積書等(事業の内容がわかる資料) 1部
- 7 歴史的風致形成建造物指定提案書 1部
- 8 その他、歴史的風致形成建造物の要件を満たすことを具体的に説明する資料 1部  
(指定書の写し、登録証の写し、建築年代のわかる資料、過去の登記簿、ヒアリング資料など)

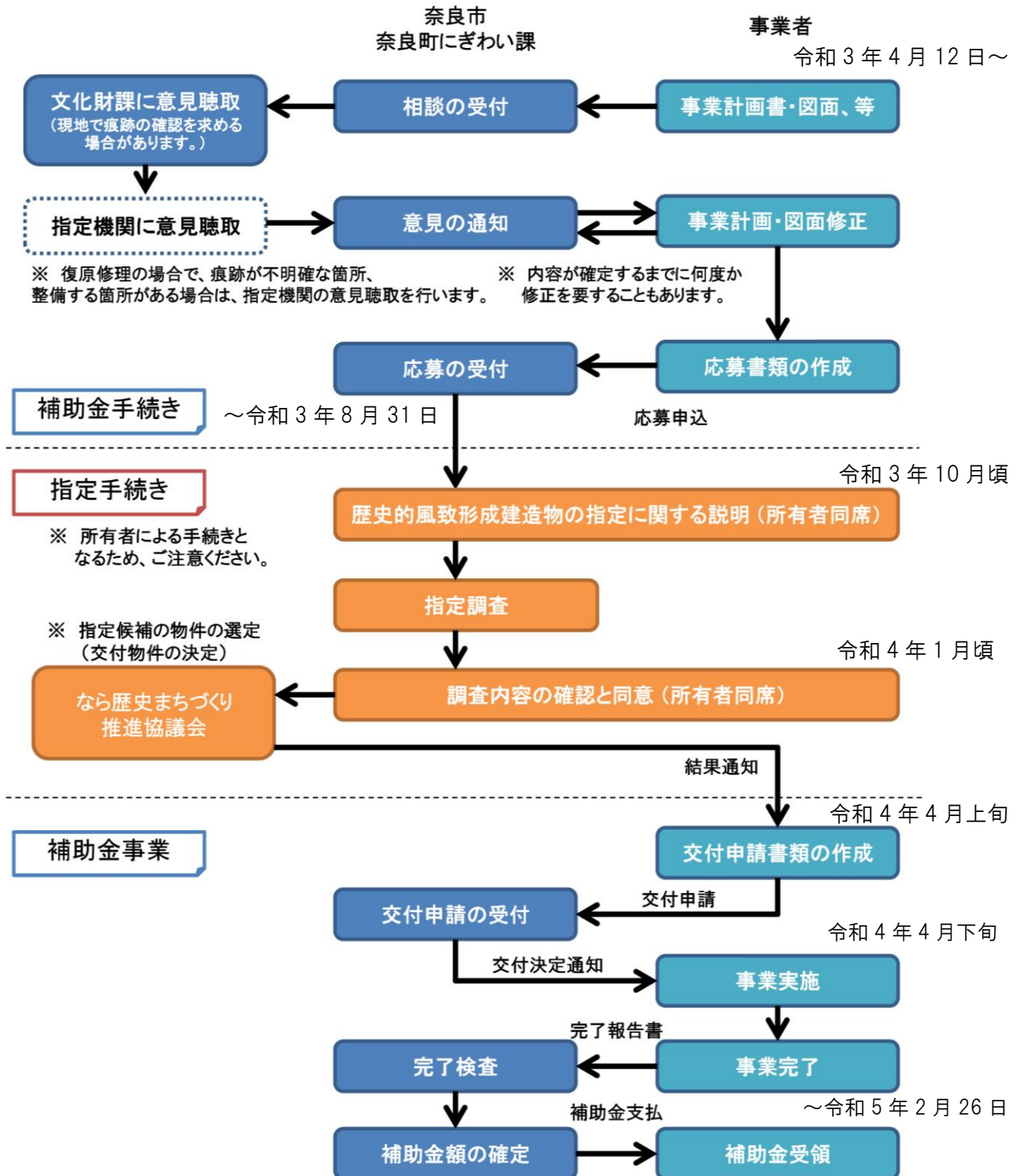
- ※ 5については、寸法も必ず記載してください。
- ※ 6、提出された見積書をもとに補助金額を算定しますので、見積書は補助対象部分と数量がわかるように記載するとともに、図面にその根拠となる数値や仕様を明記してください。
- ※ 7、8については、歴史的風致形成建造物の指定手続きの為の書類です。8の建築年代がわかる資料がなければ、奈良町にぎわい課(TEL0742-24-8936)にご相談ください。また、7は所有者が作成する資料です。様式は奈良町にぎわい課からお渡します。
- ※ 応募に係る経費はすべて応募者負担とします。また、提出書類は理由のいかんにかかわらず、返却いたしません。
- ※ 様式等はホームページからダウンロードできます。



## 9 応募期間と手続きの流れ

### 【応募受付期間】 令和3年4月12日(月)～令和3年8月31日(火)

応募、補助金申請、事業実施に関わる手続きの流れは概ね次の図のとおりです。応募までに、事前相談等の手続きが必要になりますので、お早めに奈良町にぎわい課(Tel.0742-24-8936)にご連絡ください。



## 10 事業実施期間

---

補助金交付決定の日から令和5年2月26日(金)まで

【注意！】補助金交付申請受付から交付決定通知までおおよそ1か月かかります。交付決定の日以前に着手または完了している事業は交付対象となりませんので注意してください。

※ 工事は、必ず事業実施期間内に完了してください。

## 11 歴史的風致形成建造物の指定について

---

応募の段階で、歴史的風致形成建造物に指定されていない場合は、事業実施までに、奈良市歴史的風致維持向上計画に歴史的風致形成建造物の候補物件として記載する手続きが必要です。指定については、所有者の同意が必要です。所有者が複数の場合は、全員の同意が得られない場合、指定できませんのでご注意ください。

＜歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等＞

### 1、所有者等の管理義務

指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう適切に管理する義務が生じます。

※ 歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や個々の建造物の特徴を十分に考慮した適切な維持管理ならびに保存の措置を講じ、歴史的風致の維持及び向上を図るために積極的な公開・活用を推進していただきます。

※ 指定後に、歴史的風致形成建造物である旨の標識を渡しますので、建物に設置していただきます。

### 2、増築等の維持、保全、継承に伴う制約

① 建造物の増築、改築、移転又は除去を行う場合は、着手する日の30日前までに、市長への届出が必要になります。市長が建造物の保全に支障を来すと認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することがあります。

② 建造物の所有者が替わったときは、新しい所有者は、すみやかに市長への届出が必要です。

## 12 留意事項

---

### (1) 補助金の交付及び施設の維持管理について

交付決定を受けた事業については、事業完了後、完了検査を経てその事業が適正と認められたときに、申請者からの請求書に基づき、補助金を交付します。

また、補助を受けた建造物については、適正に維持管理をお願いいたします。

「奈良市補助金等交付規則(昭和59年4月27日規則第23号)」に基づき、以下の行為を実施した場合は、補助金の交付決定の取り消し、返還等を命じることがあります。行為を実施する場合は、事前にご相談ください。

- ・補助金を他の用途で使用したとき
- ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に基づく市長の処分に違反したとき
- ・補助事業で整備した建造物の財産について、事業完了後10年以内に、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して、使用、譲渡、交換、取り壊し、貸し付け又は担保したとき

### (2) 情報の公開について

審査過程の公平性や透明性を高めるため、また、本事業の普及を図るための各種報告、広報活動等において、補助対象物件の名称、所在地、事業概要(事業費、補助金額、修理前後の写真、意見聴取内容)等について必要に応じて公表しますので、あらかじめご承知おきください。

### (3) その他の手続きについて

本事業に係るその他の手続き(建築確認申請、景観法及びなら・まほろば景観条例に基づく届出等)については、各関係機関に直接お問い合わせいただき、応募者ご自身の責任で行ってください。

申請書類提出先・問い合わせ先

奈良市 観光経済部 奈良町にぎわい課

〒630-8335 奈良市鳴川町37-4

TEL:0742-24-8936

FAX:0742-24-8937

メール:naramachinigiwai@city.nara.lg.jp

応募詳細 HP: <https://www.city.nara.lg.jp/site/naramachi/10261.html>

補助金に  
関する HP



建造物指定  
に関する HP

